

秩父市農業委員会 令和6年 第1回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和6年1月22日(月)午後2時18分
- (2) 閉会日時 令和6年1月22日(月)午後4時12分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席	●		松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席	●	第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席		第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	出席
					木村 雄一	出席

◎印 農業委員長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (11件)

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について (3件)

議案第5号 農用地利用促進計画の意見について (2件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備 考	職 名	氏 名	備 考
事務局長	江 田 直 人		主 幹	小 川 英 孝	書記
参 与	宮 前 房 男		主 任	川 上 僚 太	書記
主 幹	千 島 修		主 査	笠 原 信 之	
主 事 補	見 澤 俊 亮				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和6年第1回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

江田事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中13名、農地利用最適化推進委員は、14名中14名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の全員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

2番 吉川 稔 委員 及び 3番 青野 孝司 委員、以上、お二人にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をいたさせます。

江田事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。

1 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願いについてです。

まず番号1について、中古住宅用地として譲受人が取得する計画で、(令和●年)●月の総会において、農地法第5条の規定による許可についてご審議いただきましたが、譲受人について、過去の農地法申請是正手続きに長い期間を要している案件があるため、いったん取り下げたいとのことで、取り下げ願いが提出されたものでございます。

なお、同案件については、議案第●号 番号●にて譲受人を変更し上程されております。

次に、番号2は、宅地分譲を行う計画で、(令和●年)●月の総会において農地法第5条の規定による許可についてご審議いただきましたが、一体利用予定の畦畔の売払い手続きについて、申請者間で再検討が必要となったため、取り下げ願いが提出されたものでございます。

なお、こちらもについても、議案第●号 番号●にて譲受人を変更し上程されております。

以上でございます。

日程第6 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

江田事務局長

議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

まず、目次の議案番号につきまして、議案番号が60から64となっておりますが、年が代わりましたので、それぞれ1から5に訂正をお願いいたします。

それに伴いまして、1ページの議案番号を60から1に、2ページの議案番号を61から2に、3ページの議案番号を62から3に、6ページの議案番号を63から4に、8ページの議案番号64を5に、それぞれ訂正をお願いします。

最後に、別紙資料を郵送でお送りしましたが、借賃金額の訂正が農業政策課から連絡がありましたので、お手元にA3用紙にてご用意いたしました。3箇所訂正につきまして、ご確認をお願いいたします。

それでは、令和6年 第1回 定例総会において ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	が	3件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	が	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	が	11件
議案第4号	農用地利用集積計画の決定について	が	3件
議案第5号	農用地利用促進計画の意見について	が	2件

以上でございます。 よろしくをお願いいたします。

日程第7 議案審議

議案第1号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)

議長（横田 友会長） 次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主任） 私から、番号1および2について説明いたします。

まず、番号1から説明いたします。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は、畑 2筆 合計●, ●●●㎡で、昭和●●年に贈与により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●の南西側約●●mに位置しています。

申請事由は、農業経営規模拡大のためです。

このたび、当地を耕作する意思もないことから土地を手放したいと考えている譲渡人との間に農地の譲渡の話がまとまり、申請に至りました。

譲受人は、●, ●●●㎡の農地を所有し耕作を行っており、本申請地を併せると経営面積は●, ●●●㎡になります。

譲受人の農作業歴は●●年あり、農機具は耕うん機を所有しています。

また、作付計画では、●●●●、●●●、●●●●、●●●●●、●●、●を1年通して栽培する計画です。

権利の種類は、所有権移転です。

現地を確認しましたところ、一箇所は保全管理、もう一箇所は不耕作の状態となっていました。

なお、本件の申請地のうち1筆については、令和●年●●月に非農地判断申出書が提出され、前回令和●年第●●回総会で審議の結果農地であると判断しております。

現地には雑木、雑草が生えておりますが、所有権移転後に譲受人が●月頃から伐採や除草を行い、●月から●月を目途に耕作を開始する予定です。

次に番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 田 2筆 合計●●●m²で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から東に●●●m付近に位置しています。

申請事由は、新規就農のためです。

このたび、当地を耕作する意思もないことから土地を手放したいと考えている譲渡人との間に、農地の譲渡しの話がまとまり、申請に至りました。

譲受人の農作業歴は●●年あり、夫と共に耕作を行う予定です。

作付計画では、●●●●●と●●●●●を作付けする計画で、農機具については、小型耕うん機、草刈り機を所有しています。

権利の種類は、所有権移転です。

現地を確認しましたところ、保全管理の状態となっていました。

説明は以上です。

事務局（小川主幹） 番号3について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● 字 ●● 畑 1筆●●●m²で、平成●●年に遺贈により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は秩父市文化体育センターの南東側約●●●m離れた場所に位置しています。

譲受人は申請地の隣に居住しております。

現在は所有している農地はございません。

●●●●●、●●●●●、●●の作付けを計画しております。

農作業歴は●●年で、農作業従事者は申請者本人1名です。

農機具は、草刈り機、耕うん機、軽トラを所有しております。

現地を確認しましたところ、申請地は、住宅地に囲まれた土地でございまして、耕作されておりました。以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

9番 新田 恭一委員 9番 新田です。番号1と2について意見を申し上げます。

まず番号1ですが、概要は事務局説明のとおりです。

事務局の説明と被りますが、2筆のうち広いほう●，●●●m²は保全管理の状態、今すぐにも作付けできる状況でした。

もう1筆は●●●m²、先月総会で非農地判断ということで、農地として継続していくとのことで改めて申請されたものです。

大変ありがたいと思っています。今後徐々に小さい木を伐採しながら最終的に大きい木も伐採するとのことで、その後●●や●を植えていくそうです。

その他●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●等も栽培していきたいそうです。

農地として判断した案件でもあり、これからも長く維持していただければと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

番号2についても事務局の説明のとおりで、現在は保全管理の状態にして、以前は回りに桑の

木がけっこうあったのですが、キレイに伐採されておりすぐにでも耕作ができる状態でありました。

新規に始めるにはよい環境で、●●●●●と●●●●●を作付けする計画とのことでよろしいと思います。

ご審議よろしく申し上げます。

3区 小久保 健司推進委員 3区の小久保です。

まず番号1ですが、事務局、新田委員のお話のとおりです。

先月の総会で非農地判断の案件でしたが、農地にしたほうがいいということになったところで、頑張って農地にしてもらいたい、木を伐採しながら進めていただければと思います。

もう一つの筆は非常にいい畑で、譲受人は●●在住とのことですが、頑張ってやっていただきたいと思います。

また番号2について、私が普段調査した時は木が覆い茂っていたのですが、この間の農地パトロールでは少し手が入っているなあと見ていました。

今後いいところになるのかなと思っていたら、定峰の奥のほうで農業をやっている方が、ここを取得して作付けをすると聞きました。

この辺りは比較的獣害の被害は少ないところです。

譲受人の住んでいるところはシカやイノシシなどにほとんど農作物をやられてしまっているもので、ここで耕作することについて応援したいと思います。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

3番 青野 孝司委員 3番 青野です。番号3について意見を申し上げます。

先日事務局と田口推進委員と現地を確認しました。

当該農地は譲受人の庭畑としてすでに耕作されておられるようでした。

承認するのに特段異議はございません。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

3区 田口 徳行推進委員 3区の田口です。

事務局の小川主幹と青野委員さんとともに現地を確認しました。

住宅地の中の農地でありましたが、手入れが行き届いている状態でした。

野菜類も作られておりまして、大事に使っている印象でした。

譲受人はすぐ隣に住んでおりますので、引き続き管理されると思います。

ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 (横田 友会長) ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

(「異議なし」と言う人あり)

議長 (横田 友会長) それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長 (横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第2号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)

議長 (横田 友会長) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局 (宮前参与) 番号1について説明します。

申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字 ●● 畑 1筆 ●●●m²で、●●●●●●●●●●●●●●●●の南東●●●m付近に位置し、令和●年 相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、現在市内の持ち家に家族と生活していますが、建物及び設備が老朽化し、住宅の新築を考えていましたが、母親が高齢になってきたので、面倒を見られるよう、実家に隣接した土地に住宅を建築し居住したく、今回の申請となりました。

現地を確認したところ、大部分は畑として耕作されておりましたが、実家で利用している農作業用器具置場・倉庫・花壇・下水道排水柵が設置され、コンクリートを打設した進入路の利用がありました。

申請人からは農地法の許可を受けずに転用してことに対して始末書が提出されており、建築物及び花壇は住宅の建築に併せ、取り壊す計画です。

なお、現在居住している住宅及び宅地は処分の意向です。

設計図、資金計画等も整っており、隣接農地の承諾を得ており、問題は無いと考えます。

以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

1番 新井 範委員 1番 新井です。

概要は事務局説明のとおりで、現地を確認し、一部違反状態であったとのことですが、是正するとのこと、何ら問題ないと思いました。

母親の住む家のすぐ近くに居住するとのことによろしいと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（横田 友会長） 質疑 または 意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号について 賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第3号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （11件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●● ●丁目 畑 1筆 ●●●m²で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●から南東●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は、駐車場です。

申請事由について説明します。

譲受人は測量、設計業等を営んでおり、事務所の敷地の一部及び事務所から●●●mほど離れた貸駐車場を従業員及び来客用駐車場として利用しています。

しかし、駐車スペースとして事務所の敷地が圧迫されていること、貸駐車場が事務所から離れており不便であることを理由に近隣で駐車場用地を探していたところ、申請地を耕作する意思もないことから土地を手放したいと考えている譲渡人との間に話がまとまり、申請に至りました。

計画では、現在利用している貸駐車場は今後返却し、従業員用、社用及び来客用の車両●●台を申請地へ駐車する予定です。

なお、対象地の一部が砂利が敷設された個人の私道として利用され違反状態となっており、譲渡人からは始末書が添付されています。

権利の種類は賃借権で資金計画は整っており、隣接地に農地はなく、耕作者の承諾書が必要となる土地はありません。

現地を確認したところ、一部が保全管理、一部が砂利道の状態でした。説明は以上です。

事務局（宮前参与） 私からは、番号2から6について説明いたします。

はじめに、番号2ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字 ●● 畑 1筆 ●●●m²で、●●●●●●●●●●●●●●●●●●の北東●●●m付近に位置し、譲渡人が平成●●年に相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在深谷市内のアパートに家族と生活しておりますが、日常手狭となってきたので、住宅の建築を考え、実家のある秩父市内に居住したく土地を探していたところ、譲渡人との間で土地の譲渡について合意となったことから、申請になったものです。

計画図、資金計画等も整い、隣接農地所有者の承諾を得ており、問題は無いと考えます。

現地を確認したところ、保全管理状態の農地でした。

次に番号3について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字 ●●● 畑 2筆 ●●●㎡で、●●●●●の北東●●●m付近に位置し、譲渡人が令和●年に相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在市内のアパートに家族と生活しておりますが、日常手狭となってきたので、住宅の建築を考えていたところ、父親の所有する土地を借り受けることとなり申請されたものです。

計画図、資金計画等も整い、隣接農地所有者の承諾を得ており、問題は無いと考えます。

現地を確認したところ、保全管理状態の農地でした。

次に番号4について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字 ●● 畑 1筆 ●●●㎡の内●. ●●㎡で、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●の南東●●●m付近に位置し、令和●年 相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、ゴミ集積所の設置です

申請事由ですが、地区のゴミ集積所を諸事情により移設することになり、利用者からの要望を受け、平成●●年頃、現在の位置に設置しました。

譲受人からは農地法の許可を受けずに転用してことに対して始末書が提出されておます。

譲渡人以外に隣接農地所有者は無く、問題は無いと考えます。

次に番号5について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 畑 2筆 ●, ●●●㎡で、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●の北●●●m付近に位置し、譲渡人が平成●●年・平成●●年に相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、貸駐車場用地です。

申請事由ですが、譲受人は昭和●●年より、市内で土木・建築工事一式、不動産の売買・交換・賃借及びその仲介等を業としております。

この度、社会福祉法人●●●●●より、申請地を駐車場として利用したいが、譲渡人から売買を条件とされていて、社会福祉法人としては購入が難しいので、譲受人が土地を取得して、社会福祉法人と賃貸借契約を締結することで合意となり、譲渡人とも土地を譲渡する事で合意となったことにより、譲受人が貸駐車場用地とするため、申請となったものです。

また、同社会福祉法人が設置した特別養護老人ホーム「●●●●」は、独自の駐車場が無く、隣接する特別養護老人ホーム「●●●」の駐車場を共同使用していますが、●●●●では、デ

イサービスや居宅介護支援事業所のサービスが増えたことから、職員及び社用車の駐車場が不足している状況から申請に至ったもので、造成工事及び付帯工事は同社会福祉法人が行います。

計画図、資金計画等も整っており、隣接農地所有者の承諾を得ており、問題は無いと考えます。現地を確認したところ、保全管理状態の農地でした。

次に、番号6について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●字 ●●畑 1筆 ●●●㎡の内●●●、●●●㎡で、●●●老●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●の北●●●m付近に位置し、昭和●●年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、携帯電話アンテナ基地局改修工事です。

申請事由ですが、譲受人は、東京都渋谷区本店を置き、各種電気通信設備・電気設備及びこれらの付帯設備の建設及び保守等を業として昭和●●年設立の会社です。

この度、携帯電話アンテナ基地局改修工事の必要が生じたため、申請に至ったものです。

計画図、資金計画等も整っており、譲渡人以外に隣接農地所有者は無く、問題は無いと考えます。

一時転用の案件ですので、工事が終了しましたら元に戻して地権者に返すとのことでございます。

現地を確認したところ、保全管理状態の農地でした。

私からの説明は以上です。

事務局（小川主幹） 番号7から11につきまして説明いたします。

まず番号7につきまして説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●●字 ●●畑 5筆 ●●●， ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●の東側約●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、建売住宅でございます。

申請事由につきまして、申請人は、建築工事の設計、施工、不動産の売買等を業としております。

申請地は、市道に面した静かな住宅地に囲まれ、交通の便もよく、学校に近い住宅地として適した状況であることから、申請地を取得したのち、造成工事を行い、●●区画の建売住宅として販売する計画です。

資金調達計画は整っております。現地は、保全管理されている農地でした。

なお、本申請地は、令和●年●月総会でご審議いただいたのと同じ場所で、ほぼ同じ内容です。

が、そのときには、その譲受人が他に違反転用があったこと、畦畔の払い下げが進んでいなかったこと、隣接耕作者の承諾書がなかったことから、条件をつけて県に進達いたしました。結局許可には至らず、後日申請の取り下げをしております。

今回は、別の法人が譲受人となり、計画地に畦畔は含めないこととして、隣接耕作者の同意書をつけて申請してきましたので、前回の条件はクリアしている形となっております。

番号8につきまして説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字 ●● 畑 5筆 ●, ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●●●●●の東側約●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、建売住宅でございます。

申請事由につきまして、申請人は、建築工事の設計、施工、不動産の売買等を業としております。

申請地は、市道に面した静かな住宅地に囲まれ、交通の便もよく学校に近いので、住宅地として適した状況であることから、申請地を取得したのち、造成工事を行い、●区画の建売住宅として販売する計画です。

資金調達計画は整っております。現地は、保全管理されている農地でした。

なお、隣接耕作者が●名おまして、●名は、承諾書を提出いただいております、もう1名は、施設に入っており、面会できないとの理由書が添付されております。

番号9につきまして説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字 ●● 畑 2筆 計●●●㎡で、令和●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●の東側約●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、駐車場用地でございます。

申請事由につきまして、譲受人は借り住まいから移住する計画で、隣接する宅地にある中古住宅を取得するにあたり、本件申請地も取得して、中古住宅と駐車場用地を一体的に利用したいと申請されました。

申請地には、屋根付き駐車場が設置されており、譲渡人の始末書が添付されています。

資金調達計画は整っております。隣接する耕作地はございません。

なお、本申請地に関しては、去年の●月に今回の譲受人とは違う者が申請し、総会で審議して、許可相当として県に進達をいたしました。そのときにその譲受人に違法転用があることが発覚し、後日取り下げした経緯がございます。

最後に、番号10、11につきまして関連ありますので、まとめて説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

番号10の申請地は ●● 字 ●● 畑 2筆 計●●●m²、番号11は、黒谷 字 ●● 畑 1筆 計●●●m²、番号10、11とも譲り渡し人は同一で平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、皆野町と秩父市の境界付近にある●●●●●の南側約●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、番号10については 進入路及び車庫・物置用地、番号11については 自己用住宅用地でございます。

申請事由につきまして、譲渡人の孫夫婦は、アパートに居住しておりますが、番号11の申請地に自己用住宅を建設することになりました。

また、番号10の申請地については、孫夫婦の自己用住宅のための進入路として使うとともに、譲渡人の車庫、物置があるため、形式としては、3名が譲受人となっております。

車庫、物置については、始末書が添付されております。

資金調達計画は整っております。

隣接する耕作者はございません。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番 吉川です。番号1について意見を申し上げます。

詳細は先ほど事務局の説明のとおりです。

先日事務局とともに現地を確認しました。

案内図を見ていただきますと、変わった形をしておりますが、細くなっているところが違反状態であります。

現況は保全管理状態、回りは住宅に囲まれている中での3種農地でありまして、やむを得ないのではと考えます。

皆様のご審議よろしくお願いいたします。

1番 新井 範委員 1番 新井です。番号2から6について意見を申し上げます。

まず番号2ですが、現況は保全管理の状態でしたが、先ほど事務局の説明のとおり一部赤道があります。

現在はほとんどの人が、新しい道を使うのでこの赤道を通る人はほとんどいないと思います。何ら問題ないと思います。

続いて番号3ですが、ここは以前桑畑でしたが、キレイに刈り払いされまして、そこに譲受人、譲渡人の息子さんですか、が自己用住宅を建て、申請地を借り受けるとのことです。

こちらも特段問題ないのではと思いました。

番号4ですが、ゴミ集積場ということで、先ほどの事務局の説明のとおりでして、先ほど議案第2号の案件を申請する際に、この件が見つかったとのことで、是正のための申請です。

ご審議お願いいたします。

続いて番号5ですが、福祉施設職員用の駐車場が不足しているとのことで、申請されました。同系列の別の施設ができたのですが、今までは先にできた施設の敷地を間借りしていたのですが、手狭になったそうです。

近隣に場所が確保できたとのことで、いずれにしても、困っているとのことでするのでやむを得ないと思います。

ここ周辺は浦山ダム関係で埋め立てられたところで、周囲は住宅も増えてきている状況です。現地は保全管理状態でした。

最後に番号6です。

申請地は●●の●●●のすぐ手前で、隣の畑もちゃんと管理されておりますが、NTTなどの鉄塔があり作業するスペースが無いため、一時的にこの場所を借り受け工事を進めたいとのことです。

問題ないと思います。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

3番 青野 孝司委員 3番 青野です。

番号7から9について意見を申し上げます。

まず番号7ですが、申請者は当該農地を建売住宅用地として10区画造成したいとのことです。

保全管理の状況にあり、周辺地域は宅地化が進んでいるため、やむを得ないと思います。

次に番号8ですが、譲受人、譲渡人とも、番号7と同じです。

申請理由は、当該農地を建売住宅用地として4区画造成したいというものです。

現地を確認したところ、不耕作の状況でした。

なお、当該農地の西側にも隣接する農地がありますが、申請書にはこの耕作者の承諾書は添付されておりませんでした。

宅地が進んでいる地域でもあることから転用はやむを得ないと思いますが、耕作者等とのトラブルの防止を図るためにも、承諾書の添付は必要と感じました。

最後に番号9について、譲受人は、当該農地を購入した中古住宅用の駐車場として利用したいとのことです。

しかしながら、当該農地は譲渡人が農地転用許可を受けないまま、自宅用駐車場として使用していたことが判明したため、その旨の理由を付けて今回の申請に至ったものです。

現地を確認したところ、中古住宅用の駐車場として一体利用を続けていくことは、やむを得ないと感じました。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

12番 井原 愛子委員 12番 井原です。番号10と11について意見を申し上げます。

先日事務局と現地を確認しました。

番号10はすでに進入路や車庫として使っておりまして、こちらは始末書が添付されております。

番号11については、農地としては使用されておらず、砂利が敷いてあり、一部耕作されているところもありましたが、ほとんど不耕作でした。

息子さん夫婦の自己用住宅とのことで、やむを得ない案件と思われま

す。ご審議よろしくお願

いいたします。
議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。

番号7ですが、先ほど諸報告にて取り下げた案件とのことですが、取下げ理由に「再検討が必要」とありますが、再検討し大丈夫となって、今回の申請になったということでしょうか。

事務局（小川主幹） そうです。令和●年●月総会では譲受人に他に農地法違反があったことや、畦畔について払下げの手続きが進んでいなかった、また、隣接耕作者の承諾書がなかった、ということで取り下げましたが、今回は先ほどの条件がすべてクリアになったとのことで申請されております。

7番 豊田 恵男委員 譲受人が変わったことで条件がクリアになったのですか。

事務局（小川主幹） 前譲受人については、主に資金的な問題があったと思われるのですが、今回の譲受人は資金面がしっかりしているとのことで、このような申請になったようでございます。

2番 吉川 稔委員 今の答えの中に、資金面ということを書いていましたが、これは違うような気がするのですが、もう一度説明していただけますか。

事務局（小川主幹） 資金面の問題というのは、前譲受人が、影森地区と今回の申請地と2か所の申請してきたのですが、両方を併せると資金面に問題があると判断されました。

その内容を先方に伝えたところ、こちらの申請が取り下げられました。

事務局（江田事務局長） 私から補足させていただきます。

この2つの申請の資金計画書に添付されていた資金証明書について、同じものであったことが判明し、2つの事業を進めると資金が足りなくなるのでは、との懸念が生じたため、先方に問い合わせたところ、取下げとなった、という経緯でございます。

また、代表者が同じ方ですが、先方から法人格が異なればよいのか、との質問が前譲受人からあり、県に照会したところ問題ないとの回答を得ております。

以上でございます。

2番 吉川 稔委員 分かりました。

議長（横田 友会長） 他に質疑、意見等ございますか。

3区 小久保 健司推進委員 3区の小久保です。

今の話ですが、代表者が同じでも会社が違えばオーケーということですか。

事務局（小川主幹） 先ほどもお話ししましたが、法人格が異なれば申請してもよい、と県から回答をいただいております。

事務局（川上主任） 私から補足ですが、法人格が異なる点につきまして、今回申請の譲受人、法人ですが、こちらは資金面で問題はないことを確認しております。

3区 小久保 健司推進委員 社長が同じでも？

事務局（川上主任） 法人格が異なれば代表者が同じでも問題ない、とのことでございます。

議長（横田 友会長） 他に質疑、意見等ございますか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第3号につきまして、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 賛成多数であります。よって、本案はそのように決しました。

暫時、休憩いたします。

再開は午後3時45分といたします。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第4号上程 農用地利用集積計画の決定について （3件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

まず番号1につきましては、貸付人が7番豊田委員となっております。

議事参与の案件となりますので、豊田委員におかれましては退席をお願いいたします。

・・・豊田委員の退席を確認して・・・

それでは事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（江田事務局長） 私からは、番号1について、説明させていただきます。

本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和●年●月●日付けで、秩父市長からの申し出により、当委員会での審議が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。

申請地は、●● 字 ●●●● 畑 1筆 ●, ●●●㎡となります。

土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から北に約●●●m付近にある農地です。

利用権を設定する期間は、令和●年●月●日から●●年間です。

本案につきまして決定をしていただいた後に、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用促進計画を決定することとなります。

なお、現地を確認いたしましたところ、保全管理されている状況でした。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

5番 長谷川 玲委員 5番 長谷川です。番号1について意見を申し上げます。

先日、事務局長と関根推進委員と現地を確認したところ、保全管理の状態でした。

●●年間、引き続き耕作されるとのことで問題ないかと思えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

2区 関根 正男推進委員 2区推進委員の関根です。

先日、事務局長と長谷川委員と現地確認をいたしました。

中間管理事業を進めるのは今回からとのことで、以前から借り手である清心会と所有者が、個々で貸し借りをしていたとのことです。

内容的には以前と変わらず耕作していくようですので、問題ないと思えます。

ご審議よろしく願います。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が担当委員及び農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

8番 黒沢 昌治委員 8番 黒沢です。

別紙資料の設定する権利等の欄の10aあたりの金額が0円とありますが、これはどういう意味ですか。

事務局（江田事務局長） 権利の種類を見ていただきますと、使用貸借での契約ですので、賃貸料が発生しない、無料での貸し借りということであります。

議長（横田 友会長） 質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第4号 番号1について、市長からの申し出のとおり決定することに、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

それでは豊田委員におかれましては、席にお戻りください。

続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 番号2と3を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（江田事務局長） まず番号2について申し上げます。

本案も、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。

申請地は、●● 字 ●●● 畑 1筆 ●, ●●●m²です。

土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から北西に約●●●●m付近にある農地です。

利用権を設定する期間は、令和●年●月●日から●●年間で、権利の種類は使用貸借です。

本案につきましても決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用促進計画を決定することになります。

なお、現地を確認いたしましたところ、こちらも保全管理されている状況で、一部●●●●●●が植えられていました。

次に番号3についてご説明いたします。

貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。

申請地は、●●● 字 ●● 畑 3筆 合計●, ●●●●㎡となります。

土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から東に約●●●●m付近にある農地です。

利用権を設定する期間は、令和●年●月●日から●●年間です。

本案につきましても決定をしていただいた後に、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用促進計画を決定することになります。

なお、現地を確認いたしましたところ、3筆とも●●●●畑として使用されている状況でした。説明は以上となります。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

5番 長谷川 玲委員 5番 長谷川です。意見を申し上げます。

先日現地を確認しましたところ、こちらも保全管理の状態でした。

先ほど番号1と同じ方が借り受けるとのことですので、問題ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

2区 関根 正男推進委員 2区推進委員の関根です。

先ほど番号1と同様でございます。

先日現地を確認しまして、事務局長の説明のとおり、一部●●●●●●の作付けがしてありました。

保全管理されており問題ないと思います。

ご審議よろしくお願いいたします。

1番 新井 範委員 1番 新井です。番号3について意見を申し上げます。

今井推進委員と一っしょに現地を確認しました。

ここは私と同業の方で、●●年近くずっと貸借で借りていた畑で、今回中間管理事業を使って貸借を行うこととなった、とのことでした。

何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

1区 今井 和美推進委員 1区推進委員の今井です。

先日、事務局長と新井委員とともに現地を確認しました。

●●●●畑ということで、下草もキレイに刈ってあり、剪定もしっかりされていて丁寧に仕事をされているようでした。

問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が担当委員及び農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。ちょっと休憩をお願いしたいのですが。

議長（横田 友会長） 暫時、休憩といたします。

・・・休憩中・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第4号 番号2及び3について、市長からの申し出のとおり決定することに、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第5号上程 農用地利用促進計画の意見について （ 2件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第5号 農用地利用促進計画の意見について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（江田事務局長） まず番号1について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、秩父市が農用地利用促進計画を定めるにあたり、令和●年●月●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの促進計画に掲げられております農地は、先の議案第4号番号1及び2におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

借受人は、社会福祉法人 ●●●で、配分を受けた後は、●●●●●●、●●●●及び●●●●●●の栽培を行う計画です。

権利の種類は使用貸借で、賃借期間については、令和●年●月●日より●●年間となっております。

本計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

続きまして、番号2についてです。

本件も、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用促進計画を定めるにあたり、令和●年●月●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの促進計画に掲げられております農地は、先の議案第4号番号3におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。借受人は、●●●●さんで、配分を受けた後は、●●●の栽培を行う計画です。

権利の種類は貸借権で、賃借期間については 令和●年●月●日より●●年間、賃料は3筆合計 年額●●, ●●●円です。

本計画につきましても、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

5番 長谷川 玲委員 5番 長谷川です。番号1について意見を申し上げます。

先ほどもお話ししましたが、清心会が借り受けるとのことで、キレイに管理されており、引き続き耕作していただければと思います。

ご審議よろしく申し上げます。

2区 関根 正男推進委員 2区推進委員の関根です。

先日事務局長と長谷川委員とで現地確認を行いました。

先ほど長谷川委員はお話しされたとおりであります。

ご審議よろしく申し上げます。

1番 新井 範委員 1番 新井です。番号2について意見を申し上げます。

先ほどお話ししたとおり、同業の大事な後継者であります。

問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

1区 今井 和美推進委員 1区推進委員の今井です。

先ほどお話ししたとおり特に問題ないと思います。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が担当委員及び農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。

番号2について、別紙資料の10aあたりの欄に、筆ごとに固定とありますが、これはどういう意味ですか。

事務局（江田事務局長） 3筆合計で年額●●, ●●●円という、金額が固定された契約ということ

であります。

1筆ごとの金額は、合計額を面積案分した数字になっております。

7番 豊田 恵男委員 分かりました。

議長（横田 友会長） 他に質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号について、農用地利用促進計画に対する意見は無い旨を市長に答申することに、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもって秩父市農業委員会 令和6年第1回定例総会を閉会いたします。